

## 阿波市告示第 13 号

阿波市市有財産トライアル・サウンディング事業実施要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 21 日

阿波市長 町田 寿人

### 阿波市市有財産トライアル・サウンディング事業実施要綱

#### (目的)

第 1 条 この要綱は、市が保有する土地建物について、民間事業者から利活用について広く提案を募り、無償で暫定的な貸付(以下「暫定使用」という。)を行うことにより、提案事業の実現性を検証し、公共施設の利便性向上や遊休施設の有効活用につなげることを目的とする。

#### (対象施設)

第 2 条 この事業の対象施設については、次の各号のいずれかに該当する施設とし、この要綱とは別で定める募集要領(以下「募集要領」という。)により公表を行うものとする。

- (1) 用途廃止により遊休財産となったもの
- (2) 現有公共施設への官民連携事業の導入実証を目的とするもの

#### (貸付期間)

第 3 条 暫定使用ができる期間は、最長 1 か月までとする。

#### (貸付料)

第 4 条 暫定使用の貸付料は、無償とする。ただし、暫定使用により光熱水費が発生する場合は、相当の負担金を徴収できるものとする。

#### (申請者の要件)

第 5 条 申請者は、申請内容を主体的に実施することができる能力を備えた法人、個人事業主又は任意の団体とする。

2 申請者は、単独又はグループ(複数の企業、団体等の共同体)とし、グループで申請する場合には、全ての構成員とその役割を明確にすることとする。

3 次の各号に該当するものは、申請者及び申請者の構成員となることができない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号に該当するもの
- (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしているもの又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしているもの
- (3) 阿波市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)であるもの又は暴

力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

(4) 阿波市建設業者指名停止措置要綱(平成 17 年告示第 15 号)に基づく指名停止措置を受けているもの

(5) 法人税、消費税若しくは地方消費税又は市税を滞納しているもの

(6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としているもの

(暫定使用の要件)

第 6 条 暫定使用できる事業の内容は、次の各号のいずれにも満たすものとする。

(1) 市民や利用者のサービス及び利便性の向上に資するものであること

(2) 原則として、市の財政負担を伴わないものであること

(3) その他募集要領で定めるもの

2 次の各号のいずれかに該当する内容の事業は、暫定使用することはできない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの

(2) 騒音、振動又は臭気等により、周辺に悪影響を及ぼすおそれがあるもの

(3) 政治的又は宗教的な活動に該当するもの

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 5 号に規定する指定暴力団等の活動に該当するもの

(5) 青少年に有害な影響を与える物販又はサービス提供

(6) その他市がこの事業の趣旨に照らして不相当と判断するもの

(審査)

第 7 条 申請に必要な書類については、募集要領で別に定める。

2 市は、申請者及び申請内容が第 5 条及び前条の要件を満たしているか審査を行い、合格した時には、当該物件が行政財産のときは地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づく行政財産の使用許可を行い、普通財産のときは同法第 238 条の 5 第 1 項の規定に基づく貸付契約を締結する。

(報告等)

第 8 条 市は、申請者に対して、暫定使用期間中及び暫定使用期間終了後に利用状況の報告を求めることができる。また、場合によっては立入調査を行うことができる。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、市有財産トライアル・サウンディング事業の実施に関し必要な事項は、募集要領で別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。